

5. 看護師の特定行為研修の指定研修機関について

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、2014 年に始まった在宅医療等を支えていく看護師の特定行為研修は、受講することにより、患者の状態を見極め、タイムリーな看護の提供ができるなど、看護師の質の向上が期待できます。

公明党福岡県議団は、県内には、それまで指定研修機関がなかったことから、これまで、一般質問で、指定研修機関の拡充について取り上げてきました。その結果、現在、県内の指定研修機関は、4 施設にまで拡大したことは、非常に大きな成果であります。

私は、昨年末に、指定研修機関の一つである県南の病院を訪問しました。その指定研修機関では、研修を担当する副院長はじめ看護師長等が中心になり、質の高い看護を提供するため、人材育成に熱心に取り組んでいることに、非常に感動を覚えました。

それと同時に、今後の高齢社会の到来を見据え、特定行為研修を受講する看護師を育成していくことが、一層重要であると確信したところです。

先ほど述べたように、指定研修機関は県内 4 施設となりましたが、地域的にみると、筑豊地区には、いまだ研修機関がない状況となっています。

公明党福岡県議団は、かねてから、「福岡県立大学」が、看護職員の質の向上に果たす役割は大きいと考えております。

県が大学に示した、2018 年度から 6 年間の中期目標には、「保健・医療・福祉の現場で中核となって活躍できる視覚を持った優秀な職業人の育成」や「大学の特色を生かした社会人のリカレント教育の充実」などが記載されており、福岡県立大学が特定行為研修を実施することは、まさにこの目標に沿った取り組みであると考えますが、いまだ実現に至っていません。

そこで知事に伺います。

県立大学における特定行為研修の実施について、知事はどのように認識されているのでしょうか、お答え下さい。



また、2016年12月に、知事は、「設置の可能性について今後大学とよく協議をさせていただきたいと考えております」と答弁されました。県立大学との協議の進捗はどのような状況なのか、知事の答弁を求めます。

【知事の答弁】

福岡県立大学においては、地域で活躍する高度の看護人材の育成を図るため、現在、大学院に看護学研究科を設置するとともに、糖尿病看護の「認定看護師」の育成等に取り組んでいる。

同大学が、特定行為研修機関の指定を受けることになれば、筑豊地域において、看護師が就労しながら身近な場所で研修を受けられる環境づくりに資するものと考えているが、一方で、病院を併設していない同大学が指定を受けるためには、21区分38種類ある特定行為の中から、地域の研修ニーズの高い行為を特定した上で、

- ①指導にあたる医師の確保
- ②実習を行う協力施設の確保・調整
- ③研修に要する施設整備、運営費用の負担

などの課題を検討する必要がある。

看護師の特定行為研修については、昨年12月、国の医道審議会の関係部会が取りまとめた意見書において、特定行為のうち主なものを「在宅・慢性期領域」など3つの領域別にパッケージ化する方向性が示されており、今後、国において、関係省令等の整備が進められる見込みとなっている。

県では、これまで、こうした制度見直しの情報を提供するなどして大学内の検討を促してきたところであるが、今後、国の動向も踏まえ、引き続き、同大学と協議をさせていただきたいと考えている。